

# To the Point

最終ガイダンス

## カリフォルニア州、2つの気候開示法の 制定に近づく

カリフォルニア州の気候開示法案は、何千もの公開および非公開企業に適用されることが広く期待されています

### 重要ポイント

- ▶ カリフォルニア州知事は、州内で事業を営み、特定の年間売上高の閾値を満たす公開企業と非公開企業の両方に適用される2つの気候開示法案に署名する意向を表明しました。どちらの法律も、2026年に最初の開示を要求します。
- ▶ カリフォルニア州で事業を営み年間売上高が10億米ドルを超える企業は、スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出量を毎年開示し、それらの開示に関する保証を得る必要があります。
- ▶ カリフォルニア州で事業を営み年間売上高が5億米ドルを超える企業は隔年で、(1)スコープ1およびスコープ2のGHG排出量を含む気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に沿った開示(保証は不要)、(2)識別された気候関連リスクを低減および適応するために採用した措置についての開示をする必要があります。

### 概要

カリフォルニア州のギャビン・ニューサム知事は、カリフォルニア州法の2つの気候開示法案<sup>1</sup>に署名する意向を表明し、州内で事業を営み、特定の年間売上高基準を満たす企業に、スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出量<sup>2</sup>、および気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に沿った開示を含む気候関連開示を提供することを義務付けます。

これらの開示は、証券取引委員会(SEC)が2022年3月に提案したものと同様ですが、カリフォルニアの要件は公開企業と非公開企業の両方に適用されます。カリフォルニア州は、気候関連の開示を広く要求する米国で最初の州になります。

カリフォルニア州気候企業データ説明責任法(SB-253)は、カリフォルニア州で事業を営む年間売上高が10億米ドル超の企業に適用され、カリフォルニア州温室効果ガス:気候関連財務リスク法(SB-261)は、カリフォルニア州で事業を営む年間売上高が5億米ドル超の企業に適用されます。これらの法案は、米国域外企業の子会社を含む数千の企業に適用されることが広く期待されています。ニューサム知事は、法案のいくつかの文言について「いくつかの修正」を望んでいると述べています。本記事は現在の法案に基づいて解説していますが、2024年と2025年の立法および導入過程により、発効日前に適用される法案の内容が変更される可能性があります。

## 主な考慮事項

SB-253は、前会計年度の年間売上高が10億米ドルを超え、カリフォルニア州で事業を営む企業に対し、温室効果ガスプロトコル(GHGプロトコル)に従ったスコープ1、スコープ2、スコープ3のGHG排出量を毎年開示することを要求します。企業は、カリフォルニア州大気資源局(CARB)によって指定された排出量報告機関に排出量情報を提出する必要があります。当機関は、排出量データのための一般にアクセス可能なデジタルプラットフォームを開発します。

CARBは、2025年1月1日までにSB-253の要件を実装するための規制を採択する必要があります。2033年(およびその後5年ごと)にGHGプロトコルの有効性を評価し、SB-253の目標により効果的に合致する場合は、世界的に認められた代替基準を採用することができます。

スコープ1およびスコープ2排出量に関する報告期限はCARBによって決定されます。スコープ3排出量について、スコープ1およびスコープ2排出量から180日以内に報告する必要がありますが、導入当初は180日以内の報告は必要ありません。ただし、CARBは2029年にスコープ3の排出期限を更新し、スコープ3の排出量がスコープ1およびスコープ2の排出期限に可能な限り近い時期に報告されるようにする可能性があります。

## 弊法人のコメント

報告期限がずれたことにより、特定の企業は、バリューチェーン内の企業のスコープ1およびスコープ2の情報を収集してスコープ3排出量の計算に使用できるため、スコープ3排出量報告の負担が軽減できます。

SB-253には、スコープ3排出量の報告が合理的な根拠に基づき、誠実に開示された場合の罰則からの免責が含まれます。

SB-261は、カリフォルニア州で事業を営む年間売上高が5億米ドルを超える企業に、TCFDの提言に基づく気候関連情報およびTCFD提言で開示された気候関連リスクの低減と適応のために採用した措置を隔年でウェブサイトにて開示することを義務付けています。TCFDの提言には、気候関連のガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標(重要なスコープ1およびスコープ2の排出量を含む、保証を含まない)に関する開示が含まれています。保険会社は、全米保険監督官協会の気候リスク開示調査に従って、TCFDの提言に基づいて報告することがすでに義務付けられているため、SB-261が免除されます。

TCFD提言に基づくすべての開示を提供できない場合、企業は可能な限り開示を行い、報告の差異と完全な開示を準備するために取る手順について詳細な説明を提供します。この救済措置は、TCFD提言に基づく気候関連財務リスクの低減と適応のために採用された措置の開示要求事項には適用されません。

親会社の報告書に含まれる子会社は、気候関連の財務リスク報告書を別途提出する必要はありません。ただし、SB 253では同様の免除規定は提供されません。

作業の重複を避けるために、企業は、他の報告要件(企業のサステナビリティ報告指令、国際サステナビリティ基準審議会の基準、SEC規則など)に準拠するように準備された開示を使用して、2つの法案に基づく報告要件を満たすことができます。

CARBは新しい要件を施行する責任があり、SB-253の要件を満たすための提出の遅延、非提出、およびその他の違反に対して罰則を課すことができますが、特定の年の罰金はSB-253で50万米ドル、SB-261で5万米ドルを超えることはできません。罰則を課す場合、CARBは、企業の過去と現在の法令遵守、および企業が要件を遵守するために誠実な努力をしたかどうか、およびそれらの努力をいつ行ったかを考慮する必要があります。

### スコープに関する考慮事項

SB-253およびSB-261の対象となる企業には、米国(またはコロンビア特別区)の州法または米国議会の法令に基づいて設立されたパートナーシップ、法人、有限責任会社、およびその他の企業が含まれます。この定義を満たす米国以外の企業の米国に所在する子会社も対象となります。

上記の売上高閾値は、カリフォルニアからの売上高だけでなく、企業の総売上高に適用され、前会計年度の売上高に基づきます。

法案では、カリフォルニアで「事業を営む」という用語を定義していません。ただし、SB-253の州上院分析<sup>3</sup>では、カリフォルニア州税法の「事業を営む」の定義を使用しています。カリフォルニア州フランチャイズ税務委員会は、(1)カリフォルニア州で金銭的利益を目的とした取引に従事している場合、(2)カリフォルニア州に組織または商業的に所在している場合、または(3)カリフォルニア州の売上、財産、または給与が毎年調整される特定の金額<sup>4</sup>を超えている場合、企業を「事業を営んでいる」と見なされます。

### 保証要件

SB-253は、報告の初年度(すなわち、2025年のデータに基づく2026年)を含め、スコープ1およびスコープ2の排出量開示について、毎年、限定的保証を受けることを企業に要求します。

スコープ1およびスコープ2の排出量開示に対する合理的保証は、2030年(2029年のデータに基づく)から必要になります。スコープ3排出量の開示に対する限定的保証も、2030年(2029年のデータに基づく)以降から必要になります。ただし、CARBはこれらの時期を変更する可能性があります。

保証提供者は、企業から独立しており、温室効果ガス排出量の測定、分析、報告、または証明において豊富な経験を持っている必要があります。CARBは、2025年1月1日までに保証要件に関する規制を確立する必要があります。

CARBは、排出量に関連する育成の傾向と第三者保証提供者の資格の評価に基づいて、2029年に第三者保証提供者の資格を見直す必要があります。

企業は、保証報告書の写しと保証提供者の名前を排出量報告機関に提出する必要があります。なおSB-261には保証要件は含まれていません。

売上高のしきい値は、カリフォルニア州からの売上高だけでなく、企業の総売上高に基づきます

## SECの気候関連開示提案との比較

気候関連開示を要求するSECの提案とカリフォルニア州の法案の間には大きな共通点がありますが、いくつかの重要な違いがあります。SB-253は、州内で事業を営み、特定の年間売上高の閾値値を満たす公開企業と非公開企業の両方に適用されますが、SEC提案はSEC登録企業にのみ適用されます。SB-253とSECの提案はどちらも、スコープ1およびスコープ2の排出量開示について開示し、保証を受けることを企業に要求します。SB-253に基づく報告の初年度は限定的保証が必要となり、SECの提案では1年遅れます。保証提供者の資格は、SB-253とSEC提案ともに同様です。SECの提案では、企業はGHGプロトコルを適用できますが、SB-253のように必須ではありません。

SB-253は、スコープ3排出量の開示を企業に要求しますが、SEC提案は、スコープ3排出量が重要である場合、または企業がスコープ3排出量を含む温室効果ガス排出削減ターゲットまたは目標を設定している場合にのみ開示を要求します。さらに、SB-253はスコープ3排出量の開示について限定的保証を要求しますが、SECの提案は要求しません。ただし、SB-253とSECの提案はどちらも、スコープ3排出量の開示に免責条項が含まれています。

SB-261は企業にTCFD完全準拠の報告書の提出を要求するのに対し、SECの提案はTCFD提言に基づく開示であることなど、両者にはいくつかの違いがあります。

### 適用時期

SB-253は、2025会計年度のデータに基づいて、CARBIによって決定される日に、2026年にスコープ1およびスコープ2の排出量を報告することを企業に要求します。2027年から企業は、スコープ3排出量について、スコープ1およびスコープ2の排出量を報告してから180日以内に、報告する必要があります。

SB-261は、2026年1月1日までにTCFDに準拠した報告書をウェブサイトに掲載することを企業に義務付けています。企業は、その後、その報告書を隔年で更新する必要があります。

### 次のステップ

- ▶ 企業は、カリフォルニア州の開示法案の要件を満たすために情報をどのように収集するか、および新しいプロセス、システム、および統制を設定する必要があるかを検討し始める必要があります。
- ▶ 企業はまた、他の気候報告要件に準拠するために作成された報告書によって要件が満たされるかどうかを検討する必要があります。

## 脚注:

- <sup>1</sup> SB-253については [https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=202320240SB253](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB253)、SB-261については [https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\\_id=202320240SB261](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240SB261)をそれぞれ参照してください
- <sup>2</sup> スコープ1、スコープ2、スコープ3の排出量の定義は、GHGプロトコルに基づいています
- <sup>3</sup> [https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill\\_id=202320240SB253#](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=202320240SB253#)
- <sup>4</sup> 2022年の売上高:690,144米ドル、不動産:69,015米ドル、給与:69,015米ドル

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは[ey.com/ja\\_jp/people/ey-shinnihon-llc](https://ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc)をご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書はTo the Point, Final guidance, California nears enactment of two climate disclosure lawsを翻訳したものです

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)